

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 指定児童発達支援事業者は、保育所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができることとします。（別表第1および別表第2関係）
- (2) 指定児童発達支援事業所の管理者による懲戒に係る規定を削除することとします。（別表第1関係）
- (3) 指定児童発達支援事業者は、利用者の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の点検、従業者、利用者等に対する日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずることとします。（別表第1関係）
- (4) 指定児童発達支援事業者は、利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認することとします。また、利用者の送迎を目的とする自動車（一部の自動車を除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置を備え、これを用いて利用者の所在の確認を利用者の降車の際に行うこととします。（別表第1関係）
- (5) その他
  - ア この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。ただし、(2)およびウの一部は、公布の日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
  - ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 従業者</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）</p> <p>(ア)（イ）に掲げる指定児童発達支援事業所以外の指定児童発達支援事業所</p> <p>a～g 省略</p> <p>（新設）</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 従業者</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）</p> <p>(ア)（イ）に掲げる指定児童発達支援事業所以外の指定児童発達支援事業所</p> <p>a～g 省略</p> <p><u>h aからcまでの規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等を行う事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援</u></p>

(イ) 省略

ウ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）

(ア)～(エ) 省略

(新設)

エ～ク 省略

(5)～(11) 省略

(12) 人権への配慮等

ア・イ 省略

ウ 管理者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の管理者に限る。）は、利用者に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、または同条第3項の規定により懲戒に関しその利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。

に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

(イ) 省略

ウ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）

(ア)～(エ) 省略

(オ) (エ)の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

エ～ク 省略

(5)～(11) 省略

(12) 人権への配慮等

ア・イ 省略

(削除)

エ・オ 省略

(13)～(15)の2 省略  
(新設)

ウ・エ 省略

(13)～(15)の2 省略

(15)の3 安全計画の策定等

ア 指定児童発達支援事業者は、利用者の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の点検、従業者、利用者等に対する指定児童発達支援事業所の外での活動、取組等を含む指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この号において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。

イ 指定児童発達支援事業者は、安全計画に従業者に周知すること。

ウ 指定児童発達支援事業者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

エ 指定児童発達支援事業者は、利用者の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知すること。

オ 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

(15)の4 自動車を運行する場合の利用者の所在の確認

(16)～(22) 省略

2 省略

3 基準該当児童発達支援の事業

(1) 省略

(2) 従業者

ア～ウ 省略

(新設)

ア 指定児童発達支援事業者は、利用者の指定児童発達支援事業所の外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。

イ 指定児童発達支援事業者は、利用者の送迎を目的とする自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用者を見落とすおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置を備え、これを用いてアに定める所在の確認を利用者の降車の際に行うこと。

(16)～(22) 省略

2 省略

3 基準該当児童発達支援の事業

(1) 省略

(2) 従業者

ア～ウ 省略

エ アからウまでの規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交

エ アからウまでに定めるもののほか、基準該当児童発達支援の事業の従業者については、第1項第4号アおよびオからクまでの規定を準用する。

(3) 第1項第1号、第2号本文、第5号、第6号アからウ（アおよびエを除く。）までおよびカ、第7号、第8号、第10号から第12号（ウを除く。）まで、第13号、第14号オ、第15号から第21号（ウおよびエを除く。）までならびに第22号の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「第3項第3号において準用する第11号ア」と、第16号イ（イ）中「第5号ク（ク）」とあるのは「第3項第3号において準用する第5号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第7号エ（カ）」とあるのは「第3項第3号において準用する第7号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第19号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第20号イ」と、同号イ（カ）中「第21号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「第3項第3号において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

(4)～(6) 省略

流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

オ アからエまでに定めるもののほか、基準該当児童発達支援の事業の従業者については、第1項第4号アおよびオからクまでの規定を準用する。

(3) 第1項第1号、第2号本文、第5号、第6号アからウ（アおよびエを除く。）までおよびカ、第7号、第8号、第10号から第13号まで、第14号オ、第15号から第21号（ウおよびエを除く。）までならびに第22号の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「第3項第3号において準用する第11号ア」と、第16号イ（イ）中「第5号ク（ク）」とあるのは「第3項第3号において準用する第5号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第7号エ（カ）」とあるのは「第3項第3号において準用する第7号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第19号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第20号イ」と、同号イ（カ）中「第21号イ」とあるのは「第3項第3号において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「第3項第3号において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

(4)～(6) 省略

別表第2（第5条関係）

医療型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 従業者

(1)～(4) 省略

(新設)

(5) 省略

3・4 省略

別表第3（第5条関係）

放課後等デイサービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定放課後等デイサービスの事業

(1) 省略

(2) 別表第1第1項第2号、第3号ア、第4号（ウを除く。）、第5号、第6号（ウ（ウ）aからcまでおよび（エ）を除く。）、第7号、第8号、

別表第2（第5条関係）

医療型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 従業者

(1)～(4) 省略

(5) 前号の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

(6) 省略

3・4 省略

別表第3（第5条関係）

放課後等デイサービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定放課後等デイサービスの事業

(1) 省略

(2) 別表第1第1項第2号、第3号ア、第4号（イ（ア）hおよびウを除く。）、第5号、第6号（ウ（ウ）aからcまでおよび（エ）を除く。）、

第10号から第12号(ウを除く。)まで、第13号、第14号オおよびカ、第15号から第21号(エを除く。)までならびに第22号の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまでに掲げる費用(aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ)aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

第7号、第8号、第10号から第13号まで、第14号オおよびカ、第15号から第21号(エを除く。)までならびに第22号の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまでに掲げる費用(aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ)aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。



2 別表第1第1項第4号アおよびエからクまで、第5号、第6号(ウ(ウ a から c までおよび(エ)を除く。)、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オおよびカ、第15号から第21号(エを除く。)までならびに第22号、同表第2項(第1号を除く。)ならびに前項第1号の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次の a から c までに掲げる費用(aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ) a から c までに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とある

2 別表第1第1項第4号アおよびエからクまで、第5号、第6号(ウ(ウ a から c までおよび(エ)を除く。)、第7号、第8号、第10号から第13号まで、第14号オおよびカ、第15号から第21号(エを除く。)までならびに第22号、同表第2項(第1号を除く。)ならびに前項第1号の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次の a から c までに掲げる費用(aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ) a から c までに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第2項において

のは「別表第3第2項において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

- 3 別表第1第1項第2号本文、第4号アおよびオからクまで、第5号、第6号ア、イ、ウ（(ア)、(ウ) a から c までおよび(エ)を除く。）およびカ、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号（ウを除く。）、第13号、第14号オ、第15号から第21号（エを除く。）までならびに第22号、同表第3項（第2号エおよび第3号を除く。）ならびに第1項第1号の規定は、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業について準用する。この場合において、同表第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次の a から c まで掲げる費用(aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ) a から c までに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第3項において準

準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

- 3 別表第1第1項第2号本文、第4号アおよびオからクまで、第5号、第6号ア、イ、ウ（(ア)、(ウ) a から c までおよび(エ)を除く。）およびカ、第7号、第8号、第10号から第13号まで、第14号オ、第15号から第21号（エを除く。）までならびに第22号、同表第3項（第2号エおよびオならびに第3号を除く。）ならびに第1項第1号の規定は、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業について準用する。この場合において、同表第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次の a から c まで掲げる費用(aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ) a から c までに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第20号イ」

用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

#### 別表第4（第5条関係）

居宅訪問型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～6 省略

7 別表第1第1項第5号（ウを除く。）、第7号、第8号、第10号、第12号（ウを除く。）、第13号、第14号オおよびカ、第15号の2から第21号（エを除く。）までならびに第22号の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第4第6項第1号」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第4第7項において準用する第10号ア」と、同号エ(ク)中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク）」とあるのは「別表第4第7項において準用する第5号ク(ク）」と、同号イ(ウ)中「第7

と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

#### 別表第4（第5条関係）

居宅訪問型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～6 省略

7 別表第1第1項第5号（ウを除く。）、第7号、第8号、第10号、第12号、第13号、第14号オおよびカ、第15号の2、第15号の3、第16号から第21号（エを除く。）までならびに第22号の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第4第6項第1号」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第4第7項において準用する第10号ア」と、同号エ(ク)中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク）」とあるのは「別表第4第7項において準用する第5号ク(ク）」と、同号イ(ウ)中「第7

号エ(カ)」とあるのは「別表第4第7項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

#### 別表第5（第5条関係）

保育所等訪問支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

##### 1・2 省略

3 別表第1第1項第5号（ウを除く。）、第6号エからカまで、第7号、第8号、第10号、第11号ウからオまで、第12号（ウを除く。）、第13号、第14号オおよびカ、第15号の2から第20号まで、第21号アおよびイならびに第22号、別表第2第3項第3号および第4号ならびに別表第4第2項、第4項、第5項第1号ならびに第6項第1号および第2号の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第5第3項において準用する別表第4第6項第1号」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第5第3項において準用する第10号ア」と、同号エ(ク)中「事業」とあるのは「内容」

号エ(カ)」とあるのは「別表第4第7項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

#### 別表第5（第5条関係）

保育所等訪問支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

##### 1・2 省略

3 別表第1第1項第5号（ウを除く。）、第6号エからカまで、第7号、第8号、第10号、第11号ウからオまで、第12号、第13号、第14号オおよびカ、第15号の2、第15号の3、第16号から第20号まで、第21号アおよびイならびに第22号、別表第2第3項第3号および第4号ならびに別表第4第2項、第4項、第5項第1号ならびに第6項第1号および第2号の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第5第3項において準用する別表第4第6項第1号」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第5第3項において準用する第10号ア」と、同号エ(ク)中「事業」とあるのは「内

と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第5第3項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第5第3項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

別表第6 省略

容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第5第3項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第5第3項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第5号カ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第5号カ」と読み替えるものとする。

別表第6 省略